

第十六部

第一回 参議院財政及び金融委員会會議錄第三十四号

付託事件

○酒類配給公團法案(内閣提出)

○物價引下運動促進に関する陳情(第九号)

○製塩事業保持対策樹立に関する陳情(第十九号)

○織物の價格改訂に関する陳情(第二十八号)

○少額貯金及び各種団体預金封鎖解除に関する陳情(第五十二号)

○インフレ防止に関する陳情(第七十一号)

○電氣税復活反対に関する請願(第四十三号)

○會計検査院法一部を改正する法律案(内閣送付)

○低物價政策上官営事業料金の値上げ反対に関する陳情(第九十号)

○通合軍兵舎並びに宿舍建設用木材前受金の第二封鎖解除に関する陳情(第二百一十一号)

○賠償税の新設に関する請願(第八号)

○中古衣類の公定價格を廢止することに関する請願(第二百三十八号)

○企業再建整備法並びにこれに伴う諸施策に関する請願(第四百十号)

○中古衣類の公定價格制度を廢止することに関する陳情(第二百三十三号)

○會計検査院法制定に関する請願(第二百一十号)

○失業保險特別會計法案(内閣送付)

○非戦災者特別税に関する陳情(第三百三十一号)

○政令第七十四号中憲法違反の條項に関する請願(第二百五十七号)

○自給製塩制度存続に関する請願(第二百九十一号)

○戦死者遺族を非戦災者特別税課税外とすることに關する陳情(第三百八十一号)

○庶民銀行設立促進に関する陳情(第三百九十一号)

○通貨発行審議會法案(内閣送付)

○經濟力集中排除法案(内閣送付)

○物品税免稅点の引上げ等に関する請願(第三百二十八号)

○今次日立鉾山地区の水害復旧特別融資等に関する陳情(第四百二十二号)

○金屬鉾山事業を經濟力集中排除法案中より除外することに關する陳情(第四百十五号)

○戦死者遺族を非戦災者特別税の課税外とすることに關する陳情(第四百十八号)

○企業整備に関する陳情(第四百十九号)

○自給製塩制度存続に関する陳情(第四百二十九号)

○旧軍用施設並びに敷地の無償交付に関する請願(第三百五十一号)

○生業資金貸付に関する請願(第三百六十二号)

○庶民金融機構の確立に関する請願(第三百七十二号)

○木材業者の水害復旧費に対する融資並びに國庫補助に関する請願(第三百八十号)

○天日製塩施設に関する陳情(第四百六十二号)

○金融機關再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○經濟力集中排除法案に関する陳情(第四百八十一号)

○自給製塩制度存続に関する陳情(第四百九十二号)

○企業再建整備法の改正に関する陳情(第五百六号)

○物品税免稅点の引上げ等に関する陳情(第五百十三号)

○企業再建整備法等の一部を改正する法律案(内閣送付)

○企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○物納せる耕地の公租公課に関する請願(第四百六十八号)

○所得税法の一部を改正する等の法律案(内閣送付)

○非戦災者特別税法(内閣送付)

○昭和十四年法律第三十九号災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律を改正する法律案(内閣送付)

○印紙等模造取締法案(内閣送付)

○持株会社整理委員會令の一部を改正する法律案(内閣送付)

○政府に対する不正手段による支拂請求の防止に関する法律案(内閣送付)

○財政法第三條の規定の特例に関する法律案(内閣送付)

○援收家屋の地租家屋税等に関する請願(第五百八号)

○經濟力集中排除法案より電氣事業を除外することに關する請願(第五百三十六号)

○竹材加工業に関する陳情(第五百八十五号)

午前十一時四十一分開会

本日の會議に付した事件

○政府に対する不正手段による支拂請求の防止に関する法律案

○財政法第三條の規定の特例に関する法律案

○持株会社整理委員會令の一部を改正する法律案

○委員長(黒田英雄君) それでは委員會を開会いたします。先ず本日は、不正手段による支拂請求の防止等に関する法律案並びに財政法第三條の規定の特例に関する法律案が予備審査のため付託されておるのでありますが、これにつきまして政府委員の提案理由の説明を願いたいと思います。

○政府委員(小坂善太郎君) 只今予備審査のために本委員會に付託せられた政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律案提出の理由を御説明いたします。

本年九月十二日付の連合國最高司令官から日本國政府に宛てられましたる政府支出の削減に関する指令は、御承知の通り政府をして價格と不当なる高資金による支拂いをなすことからこれを免れしめ、当面してあります財政の危機を打開せしめようとする絶大な好意に出たものであります。政府といたしましてはあらゆる困難を克服いたしまして、異常な決意を以てこれに對します適切な措置を講じなければならぬ次第でございます。即ち國、連合軍及び特別調達廳のためなされた工事の完成、物資の生産その他役

務の提供に關する代金又は報酬の國に對する支拂いの請求につきましては、それ自身公定價格のあります物品等の代價及び輕微なものを除きまして、原則としてその内容を材料費、労務費等に分ちまして、おの／＼公定價格又は労働大臣の告示する一般職種別賃金によりその内訳を提出させまして、且つ數量の面におきましては、その實際使用數量によらしむることとし、水増し等の不正を防止いたしまして、以て財政支出の適正を期しますると共に、流通秩序の確立を期する必要があるものであります。そのために政府の支拂いはその内訳が適法のものであるという契約書を提出させることといたしまして、相手方の請求内容が適正なものでなければその相手方の権利の行使を禁止し、政府職員はこれが支拂いをなしてはならないことといたしまして、又工事契約等の下請人も元請人に對しまして、それと同様の協力をなさしめることとした次第であります。尙本措置は地方公共団体及び公團にも準用することとなつております。

以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。何卒本提出になりました際は、御審議の上速かに御賛成あらんことを切望いたします次第であります。

次に同じく予備審査のために付託せられましたる財政法第三條の特例に関する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

財政法第三條の規定は、御承知の通

昭和二十二年十一月十九日(水曜日)

【参議院】

第十六部 財政及び金融委員会會議錄第三十四号

昭和二十二年十一月十九日

【参議院】

第十六部 財政及び金融委員会會議錄第三十四号

昭和二十二年十一月十九日

【参議院】

第十六部 財政及び金融委員会會議錄第三十四号

昭和二十二年十一月十九日

【参議院】

第十六部 財政及び金融委員会會議錄第三十四号

昭和二十二年十一月十九日

【参議院】

第十六部 財政及び金融委員会會議錄第三十四号

昭和二十二年十一月十九日

【参議院】

第十六部 財政及び金融委員会會議錄第三十四号

昭和二十二年十一月十九日

【参議院】

第十六部 財政及び金融委員会會議錄第三十四号

昭和二十二年十一月十九日

【参議院】

第十六部 財政及び金融委員会會議錄第三十四号

昭和二十二年十一月十九日

り、租税以外の課徴金、法律上又は事實上國の独占に属します事業における事實價格若しくは事業料金の決定方法に關する規定でありまして、新憲法の精神に従ひまして、財政処理の民主化に關する施策の一環として財政法中に設けたものであります。この規定の施行につきましては現下の經濟事態に順ひまして、これを適當とする時期の到來を待つて行ふ必要がありまして、關係上、政令でこれを定めることにいたしましたのであります。然るにその後、追料金、事實價格につきまして、法律又は國會の議決に基かないで、政府の責任においてその値上げを行ふ必要を生じました關係もありまして、第三條をそのまま施行することは現下の經濟緊急事態におきましては未だ必ずしも適當でない実情も存在するのであります。よつてこの際一應財政法第三條の規定を近く施行することとしたしましたが、物價等統制令によりまして、物價等について或る程度政府が權限を委ねられてゐる実情にも照らしまして、この際同條の規定を排除する必要もあるかと考えられるのであります。よつてこの趣旨からいたしまして、財政法第三條の施行に當りましては、同條に規定いたします價格、料金等につきましては、物價等統制令の存続します間は、その期間中に限りまして、法律の定め又は國會の議決に基かないでもこれを決定し、又は改定することとしたしまして、今回これに關するこの法律案を提案いたしました次第でございます。尚、前に述べますごとく第三條に規定いたします價格、料金等の決定又は改定につきましては、でき得る限り事前に國會に御連絡申上げます

等適當な措置を採らなければならんと考へてゐる次第でございます。

以上の理由によりましてこの法律案を提案いたしました次第でございます。何卒本提出になりました際は、速かに御審議の上御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(黒田英雄君) これに對します御質疑は他日にいたすことにいたします。本日は公報には載せてあります。令の一部を改正する法律案、これにつきまして先般提案の理由の説明はあつたのであります。尚、要綱につきまして政府の説明をこの際願つた方が便宜かと思ひます。これをお願いいたします。

○政府委員(伊原隆君) 持株会社整理委員會令の一部を改正する法律案につきまして、一枚紙のお手許にございませう。説明申上げたいと存じます。

第一にございませう。持株会社整理委員會は現行通りに獨立の法人とするが、次の諸点について同委員會令の改正を加へることにいたしてあります。これは御存知のように、持株会社整理委員會と申しますのは、財閥解体の執行を担当する機關といたしまして、終戦直後の昭和二十年十一月四日の日本政府の提案に對しまして、十一月六日附で最高司令官の覺書が出ております。その覺書に基きまして、持株会社整理委員會を作るといふことに相成つておりましたのを、昭和二十一年の勅令二百三十三号というものであります。昨年の八月二十二日に、持株会社整理委員會というものが設立をせられたわけでございます。この持

株会社整理委員會は、現在その持株会社整理委員會令に基きます特別の法人であります。これはいわゆる行政官廳ではございません。これに關聯いたしまして、今回の持株会社整理委員會令の改正に當りまして、実はいろいろ議論がございまして、これを行政官廳にし、且つそれに從事する人は官吏にすべきではないかといふふうないろいろの議論がございまして、たゞ、この提案におきましては、現在通りの獨立の法人にするということに相成つておるわけでありませう。

改正の要點といたしましては、まず第一に、整理委員會の目的及び業務に、經濟力集中排除法の施行に關する事項を加へる。これは、整理委員會は御存じのように、当初でございましたのは、三井、三菱、住友、安田、富士産業、この五社を解体いたしまして、その名の示しますように、それらの五社から株式を、その持つておる持株の引渡しを受けまして、これを一般に賣りました。その五社を解体するというのが設立の目的であつたわけでありませう。その後いろいろの仕事が附加せられて、整理委員會は非常に大きな仕事を現在いたしてあります。今回又經濟力集中排除法の施行をこの整理委員會がいたすことになりましたので、目的並びに業務に經濟力集中排除法の施行の事項を加へたわけでございます。

第二番目にございませう。これは、整理委員會は内閣總理大臣の監督に属する旨の規定を設ける。これについても種々の問題がございまして、後の第五番目に關聯いたしまして、五番目に、持株会社整理委員會の整理委員會に對する監督はこれを廢するとございませう。

す。現在どうなつておるかとおしします。この持株会社整理委員會の監督は第五番目にあります持株会社整理委員會と申します。これは、持株会社整理委員會というもので監督をいたしておる仕組になつております。この持株会社整理委員會と申しますのは、現在におきましては、衆議院の各政党的の意見が代表いたしますように、衆議院の各政党的から委員を選びまして、つまり國會の縮図であるといふふうな形態を取つて、それが持株会社整理委員會の監督をいたしてあるものでありますけれども、今回はこの持株会社整理委員會と申しますものを廢止をいたすことに相成つております。その理由は、國會の代表者が、總理大臣の監督の下に整理委員會を監督することになつておる。その形勢も望ましくございませぬので、持株会社整理委員會というものは廢止をいたすことになつております。それと關聯いたしまして、二番目にございませう。整理委員會は内閣總理大臣が監督する、こゝういふことに相成つたわけでありませう。

三番目は、これは極く簡単なことで整理委員會の決議は、秘密会でやる。それから四番目は、これは整理委員會の委員という中には、委員長と、常務委員と、それから平の委員と、監査委員、こゝういふふうなまあ大雑把に申しまして四種類ございませう。今この監査委員、会社でいいますと監査役のようなものであります。この監査委員の制度を廢まして、これは普通の委員にいたすといふことになつております。現実の問題といたしましては、この括弧の中にありますように、現在の監査委員を常務委員に直すとい

うことにいたしまして、それは定款の改正でやろう、現在四人常務委員がおりますが、それが五人になるということとであります。

第五番目は、只今御説明申上げたやうなわけであります。但し國會の縮図たる持株会社整理委員會が整理委員會の仕事に監督することを止めるといふことにはなりませんでしたけれども、國會が國會自身の機能におきまして委員會をお設けになつて、整理委員會の業務を、何といひますか、審査なさるといふことは、これは勿論何ら妨げはないといふことは當然なこととあります。

第六番目と第七番目は、整理委員會の予算のことであります。この持株会社整理委員會といふのは、現在におきましては財閥關係の会社、いわゆる持株会社から手数料を取りましたり、或いは会社の代りに議決權を行使いたしました場合、議決權行使の手数料を取つたりいたしまして、そういう収入で支出を賄つておるやうなわけであります。今後におきましては、七番目にありますように、現在通りやはり手数料と、附屬雜收入の収入は取りますけれども、經濟力集中排除の仕事といふふうなことは、これは純然たる行政事務でございまして、これを財閥關係の会社から金を取つてその経費を支弁するといふのは性質上適當でございませぬので、集中力排除に要する経費のこゝとまでは、これを國の予算から出すといふ仕組にいたすといふ考えでございます。尚八番にございませう。それらに關聯いたしまして、整理委員會の會計といふのは、今後は會計検査院の検査の対象にいたすといふこと

限り事前に国会に御連絡申し上げます
をせられたわけでございます。この持
株会社監理委員会というものが設立
対する監督はこれを廢するとございま
ては、この括弧の中にありますように、
現在の監査委員を常務委員に直すとい
会の会計というものは、今後は会計檢
査院の検査の対象にいたすということ

になりました、今までは全然そういう
ことがございせん、個々の整理委
員会の検査人というものを置まして
総理大臣が任命した検査人が会計を檢
査するようになっておつたので
ありますが、今回は会計検査院の検査
に会計は付するというにいたしました
した。整理委員会は六ヶ月毎に収支の
計算書その他の書類を総理大臣と会計
検査院に提出すべきものとする。総理
大臣はこれを国会に出す。この予算を
この会計の結果を国会に提出するとい
うふうにいたしましたわけでありま
す。

この要綱につきましての御説明は大
体この程度でございますが、尙これら
に關聯しまして、整理委員会の仕事と
それから内閣総理大臣との關係を付け
ますために、内閣総理大臣の下に、
極く簡素な機構を設けまして、持株會
社及び財閥家族の使用報告書類の審査
というようにことに當る予定になつて
おります。

尙經濟力集中排除法の方で、御存じ
の不服の申立というのは、総理大臣に
對する不服の申立ということがござい
ますが、それらを一括して総理大臣の
下の極く簡素な機構で取扱う、こうい
うふうなことに相成つておるわけであ
ります。簡單でございますが、要綱に
ついて御説明を申し上げます。

○委員長(黒田英雄君) それでは本日
はこれにて散会いたしまして、明日午
前十時から金融機關再整備に關する
ものと、企業整備、その他について、
公報に出しますが、審査をいたしたい
と思ひますから、どうぞ会期切迫の際
でありますから、御苦勞でございます
が、どうぞ勉強して出て頂きたいと思

います。これにて散会いたします。

午後零時一分散會
出席者は左の通り。

委員長 黒田 英雄君
理事 伊藤 保平君

委員 森下 政一君
玉屋 喜重君
西川基五郎君
松嶋 喜作君
山田 佐一君
木内 四郎君
田口政五郎君
深川タマエ君
星 一君
赤澤 與仁君
九鬼紋十郎君
小林米三郎君
小宮山常吉君
西郷吉之助君
川上 嘉君

政府委員
大藏事務次官 小坂善太郎君
大藏事務官(理財局長) 伊原 隆君

十一月十八日本委員会に左の事件
を付託された。

一、竹材加工業に關する陳情(第五百
八十五号)

(陳第五百八十八号) 昭和二十二年
十一月八日受理

竹材加工業に關する陳情
島根縣松江市東朝日町二八〇番地
高木貞市

竹材は國內資源であつて、無盡蔵であ
ること、木材の不足を補うこと、その
他種々の長所があつて建築資材として
重要で既に陳情者の工場においても、

竹材による天井板、壁板、屋根かわら
等を製造している。これ等の利用によ
つて建築資材の不足を克服出来るので
あるが、官廳の机上主義によつて竹工
業に對し資金の融通を許さない有様で
あるから、竹工業の重要性を考慮の上
本工業に對する融資の途を講ぜられた
いとの陳情。

昭和二十三年四月十六日印刷

昭和二十三年四月十七日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局